

保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
表66-14 運転員が中央制御室にとどまるための設備		<p>① 設置許可規程規則（技術的能力審査基準）第五十九条（1. 16）が該当する。</p> <p>② 運転上の制限の対象となる系統・機器（添付-1）</p> <p>③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう、中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンペ）による加圧系が動作可能であること、並びにデータ表示装置（待避室）等の所要数が動作可能であることを運転上の制限とする。なお、中央制御室は6号炉及び7号炉共用で1つであり、上記の運転上の制限は中央制御室あたりの要求である。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1））</p> <p>また、資機材搬入に伴うハッチ、扉等の一時的なバウンダリの開放については、要員を配置する等速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十九条（1. 16） 「原子炉制御室（の居住性に関する手順等）」として、重大事故が発生した場合においても（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）運転員がとどまるために必要な設備を設置する（手順等を定める）こと。</p> <p>なお、通信連絡に係わる設備は、66-17-1（通信連絡設備）にて整理する。</p> <p>④ 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンペ）による加圧系、その他陽圧化時の監視計器や中央制御室待避室に配備する設備については、重大事故等が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（被ばく評価において期待している設備）である。運転停止中／使用済燃料プールの有効性評価にて、炉心損傷又は使用済燃料プールの燃料損傷に至ることがないことを示しているように、冷温停止中は被ばくの原因となる大量の放射性物質放出を伴う事象が発生する可能性は低いが中央制御室バウンダリと中央制御室陽圧化バウンダリは同バウンダリであることから中央制御室換気空調系（第57条）と同じ適用される原子炉の状態「運転、起動、高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時」とする。</p> <p>可搬型蓄電池内蔵型照明は、重大事故等が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（被ばく評価において期待している設備以外）であり、中央制御室照明が機能喪失した際には必要となる。中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）は、重大事故等が発生し、身体サーベイ、作業服の着替え等に必要照度の確保に必要となることから、適用される原子炉の状態は「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」とする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1））</p> <p>⑤ ②に含まれる設備</p> <p>⑥ 中央制御室可搬型陽圧化空調機は、1N要求設備であり、中央制御室の居住性を確保するために必要な台数として、フィルタユニットは6号炉及び7号炉それぞれ1セット1台の計2台及びブロウユニットは6号炉及び7号炉それぞれ1セット2台の計4台を所要数とする。</p>	
66-14-1 中央制御室の居住性確保①			
(1) 運転上の制限			
項目 ②	運転上の制限 ③		
被ばく低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンペ）による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避室）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること		
その他設備	可搬型蓄電池内蔵型照明及び中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の所要数が動作可能であること		
適用される原子炉の状態④	設備 ⑤		所要数 ⑥
運転 起動 高温停止 炉心変更時※4 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）		2台
	中央制御室可搬型陽圧化空調機（ブロウユニット）		4台
	中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンペ）		174本
	データ表示装置（待避室）	1台	
	中央制御室待避室遮蔽（可搬型）	1式	
	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	2個	
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	差圧計	2個	
	可搬型蓄電池内蔵型照明	2個	
	中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）	4個	
	衛星電話設備（常設）	※5	
	無線連絡設備（常設）	※5	
	常設代替交流電源設備	※6	
<p>※1：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁、配管、ダクト及びダンパを含む。また、ダクト及びダンパ等の故障により運転上の制限を満足しない場合は、「第57条 中央制御室非常用換気空調系」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁及び配管を含む。</p> <p>※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※4：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜</p>			

保安規定 第66条 条文			記載の説明	備考	
<p>を除く。</p> <p>※5 : 「66-17-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6 : 「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p>			<p>中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）は、中央制御室待避室の居住性を確保するために必要な容量として、工事計画認可申請書に基づき174本を所要数とする。</p> <p>データ表示装置（待避室）は、中央制御室待避室に待避中の運転員がプラントパラメータの監視を行うために必要な台数として、1台を所要数とする。</p> <p>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）は、中央制御室待避室の遮蔽に必要となる1式を所要数とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、中央制御室内及び中央制御室待避室内の陽圧化時の居住環境を測定するため6号及び7号炉起動断面では3個必要だが、7号炉のみ起動断面では7号炉中央制御室及び中央制御室待避室にそれぞれ1個あればいいので2個を所要数とする。</p> <p>差圧計は、中央制御室内とコントロール建屋、中央制御室待避室内とコントロール建屋の陽圧化時の差圧を測定するために必要となる2個を所要数とする。</p> <p>可搬型蓄電池式内蔵照明は、7号炉の運転員が中央制御室内又は中央制御室待避室内で監視操作等に必要の照度を確保するために必要な台数として、2個を所要数とする。</p> <p>中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）は、身体サーベイ、作業服の着替え等に必要の照度を確保するために必要な個数として、4個を所要数とする。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1）、添付-2）</p> <p>⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。（保安規定変更に係る基本方針4.2）</p> <p>a. 性能確認（機能・性能が満足していることを確認する。）</p> <p>項目1, 8, 11が該当。</p> <p>「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーバランス頻度の考え方に基づき定事検停止時に性能確認を実施する。</p> <p>b. 動作確認（運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。）</p> <p>項目2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 12, 13が該当。</p> <p>項目2, 3, 5, 6, 7, 9, 10, 12, 13については、「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーバランス頻度の考え方に基づき、3ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。</p> <p>項目4の頻度については、設計基準事故対処設備のサーバランス頻度と同等とし、1ヶ月に1回とする。</p> <p>なお、項目11については、常設重大事故等対処設備であるが、系統と切り離して保管しているため、可搬型重大事故等対処設備のサーバランス頻度の考え方と同様に、3ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。</p> <p>フィルタユニットについては、外観点検にて、保管容器がフィルタ性能に影響を与えるような状態にないことを確認し、性能を満足していると判断する。</p>		
項目 ⑦	頻 度	担 当			
1. 中央制御室可搬型陽圧化空調機（ブロウユニット）の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM			
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	化学管理GM			
3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、中央制御室可搬型陽圧化空調機（ブロウユニット）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長			
4. MCR排気隔離ダンパ、MCR通常時外気取入隔離ダンパ及びMCR非常時外気取入隔離ダンパが閉することを確認する。	1ヶ月に1回	当直長			
5. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、所要数の中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長			
6. 可搬型蓄電池内蔵型照明の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長			
7. 中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理GM			
8. 差圧計が健全であることを確認する。	定事検停止時	計測制御GM			
9. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	当直長			
10. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、酸素濃度・二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM			
11. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	定事検停止時	発電GM			
12. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、データ表示装置（待避室）の伝送確認を実施する。	3ヶ月に1回	計測制御GM			

保安規定 第66条 条文			記載の説明	備考
13. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）が使用可能であることを確認する。			3ヶ月に1回	放射線管理GM
(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件 ⑧	要求される措置 ⑨	完了時間	
運転 起動 高温停止 炉心変更時 ^{*7} 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	A. 中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の加圧系が動作不能の場合	A 1. 当直長は、7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{*8} が動作可能であることを確認する。	速やかに	⑧ 運転上の制限を満足しない場合の条件を記載する。 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系等は、1N要求設備であるため、動作可能な系統数が1N未満となった場合又は所要数を満足しない場合を条件として設定する。 ⑨ 要求される措置について記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3(2),(3)) 【運転、起動及び高温停止】 A 1. 重大事故等対処設備が動作不能となった場合は、対応する設計基準事故対処設備が動作可能であることを確認する。対象となる設備は「設置変更許可申請書(添付書類八)」で整理した“機能喪失を想定する設計基準事故対処設備”である中央制御室非常用換気空調系が該当し、完了時間は“速やかに”とする。中央制御室非常用換気空調系は、再循環運転モードを確認する。 A 2. 当該系統の機能を補完する代替措置(空調機の補充等)を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。完了時間は設計基準事故対処設備が動作可能である場合のAOT上限(1N未満)である「3日間」とする。 A 3. 当該系統を動作可能な状態へ復旧する。完了時間は代替措置を実施した場合のAOT上限の「10日間」とする。 B 1. A 1と同様。 B 2. 動作不能となった重大事故等対処設備の機能を補完する自主対策設備が動作可能であることを確認する。対象となる設備は「設置変更許可申請書(添付書類十)」技術的能力で整理したカードル式空気ポンベユニットが該当し、完了時間は対応する設計基準事故対処設備が動作可能である場合のAOT上限(1N未満)である「3日間」とする。 カードル式空気ポンベユニットの準備操作は、空気の供給開始までに時間を要するが、中央制御室待避室に必要な空気量を供給できることから、事前配備等の準備時間短縮の補完措置を実施することで、中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)の機能を代替できる。(添付-3) B 3. A 3と同様。
		及び		
	A 2. 当直長は、代替措置 ^{*9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間		
	及び			
	A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間		
	B. 中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)による中央制御室待避室の加圧系が動作不能の場合	B 1. 当直長は、7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{*8} が動作可能であることを確認する。	速やかに	
		及び		
		B 2. 当直長は当該機能を補完する自主対策設備 ^{*10} が動作可能であることを確認する。	3日間	
		及び		
		B 3. 当直長は、当該機能を動作可能な状態に復旧する。	10日間	

保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
適用される原子炉の状態	条件 ⑧	要求される措置 ⑨	完了時間		
運転 起動 高温停止 炉心変更時 ^{※7} 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	C. 動作可能なデータ表示装置（待避室）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、差圧計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型蓄電池内蔵型照明又は中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足していない場合	C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C 2. 当直長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※11} 。	10日間 10日間	C 1. 当該設備を動作可能な状態に復旧する。完了時間は、緊急時対策所に係るその他の設備と同様に、「事故時計装」の2つのチャンネルが動作不能となった場合、少なくとも1つのチャンネルを復旧するために認められている完了時間である「10日間」を準用し、「10日間」とする。 C 2. 当該設備の機能を補完する代替措置（表示装置又は記録要員の確保もしくは可搬型遮蔽、計測機器又は可搬型照明の補充等）を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。完了時間は、緊急時対策所に係るその他の設備と同様に、「事故時計装」の2つのチャンネルが動作不能となった場合、少なくとも1つのチャンネルを復旧するために認められている完了時間である「10日間」を準用し、「10日間」とする。	
	D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 当直長は、高温停止にする。 及び D 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	D 1., D 2. 既保安規定と同様の設定とする。 E 1., E 2. 保安規定第57条（中央制御室非常用換気空調系）と同様の設定とする。	
	E. 炉心変更時 ^{※7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、条件A、B、C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当直長は、炉心変更を中止する。 及び E 2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	【冷温停止及び燃料交換】 A 1. 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を“速やかに”開始する。 A 2. 【運転、起動及び高温停止】におけるC 2. と同様。ただし、代替措置とは、可搬型照明の補充等をいう。また、冷温停止及び燃料交換であることから、完了時間は“速やかに”とする。	
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型蓄電池内蔵型照明又は中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに		

※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考
<p>※8：残りの中央制御室非常用換気空調系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：代替品の補充等をいう。</p> <p>※10：カードル式空気ポンプユニットによる中央制御室待避室の加圧をいう。(準備時間短縮の補完措置を含む)</p> <p>※11：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p>		

【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ：前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計（個数3（予備1））を中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p>⑥-2, ⑥-4【74条19】</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>⑦-1【74条20】</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>⑦-2【74条21】</p> <p>重大事故等時に、身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な照度の確保は、中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）（6,7号機共用）（個数4（予備1））によりできる設計とする。</p> <p>⑦-3【74条22】</p>	<p>また、<u>中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を使用する。</u>⑥-2</p> <p><u>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</u>⑦-1 身体サーベイの結果、<u>運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</u>⑦-2 また、照明については、<u>乾電池内蔵型照明により確保できる設計とする。</u>⑦-3</p>	<p>また、中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を使用する。◇(⑥-2)</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差圧計◇(⑥-1) ・酸素濃度・二酸化炭素濃度計◇(⑥-2) <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。◇</p> <p>無線連絡設備（常設）及び衛星電話設備（常設）については、「10.12 通信連絡設備」にて記載する。◇</p> <p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。◇(⑦-1) 身体サーベイの結果、<u>運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</u>◇(⑦-2) また、照明については、<u>乾電池内蔵型照明により確保できる設計とする。</u>◇(⑦-3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化 ・差異なし。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化 	<p>発電用原子炉の運転を管理するための制御装置</p> <p>1.5 居住性の確保</p> <p>⑥-4 引用元：P21</p> <p>発電用原子炉の運転を管理するための制御装置</p> <p>1.5 居住性の確保</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p>

保安規定 第66条 条文			記載の説明	備考
表66-16 緊急時対策所			<p>① 設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第六十一条（1.18）が該当する。</p> <p>② 運転上の制限の対象となる系統・機器（添付-1）</p> <p>③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンペ）による加圧系及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること並びに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置等の所要数が動作可能であることを運転上の制限とする。なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）は6号炉及び7号炉共用で1つであり、上記の運転上の制限は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）あたりの要求である。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1）） また、一時的なバウンダリの開放については、要員を配置する等速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>・設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第六十一条（1.18） 「緊急時対策所（の居住性に関する手順等）」では、重大事故等が発生した場合においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまり、必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な設備を設置する（手順等を定める）こと。</p> <p>なお、必要な指示及び通信連絡に係わる設備は、66-17-1（通信連絡設備）にて整理する。</p> <p>④ 陽圧化装置（空気ポンペ）による加圧系及び二酸化炭素吸収装置については、重大事故等が発生した場合において、短期間の放射性物質放出（格納容器ベント実施時）に対応する設備だが、必要な要員がとどまることができるよう適切な措置を講じたもの、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外との連絡を行うために必要な設備を設けたものであることから、中央制御室換気空調系（第57条）と同じ適用される原子炉の状態「運転、起動、高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時」とする。なお、当該設備は6号炉及び7号炉共用設備であるが、本条文は7号炉の原子炉の状態に対して定める。 可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）については、長期間の放射性物質放出に対応する設備であるため、適用される原子炉の状態は「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」とする。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1））</p> <p>⑤ ②に含まれる設備</p> <p>⑥ 陽圧化装置（空気ポンペ）は、重大事故時において、対策本部の陽圧化並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な本数として、工事計画認可申請書に基づき、123本を所要数とする。 二酸化炭素吸収装置は、重大事故時において、対策要員等が二酸化炭素濃度の増加により窒息することを防止するために必要な台数として、1台を所要数とする。 可搬型外気取入送風機は、必要な換気容量を有するもの2台を所要数とする。</p>	
66-16-1 緊急時対策所の居住性確保（対策本部） ①				
（1）運転上の制限				
項目 ②	運転上の制限 ③			
被ばく低減設備	<p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンペ）による加圧系が動作可能であること*1</p> <p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の所要数が動作可能であること</p> <p>(3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること*2</p> <p>(4) 差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）及び二酸化炭素濃度計（対策本部）の所要数が動作可能であること</p>			
その他設備	可搬型エリアモニタ（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の所要数が動作可能であること			
適用される原子炉の状態④	設備 ⑤	所要数*4 ⑥		
運 転 起 動 高温停止 炉心変更時*5 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンペ）	123本		
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置	1台		
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機	2台		
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機	1台		
	差圧計（対策本部）	1個		
	酸素濃度計（対策本部）	1個		
	二酸化炭素濃度計（対策本部）	1個		
	可搬型エリアモニタ（対策本部）	1台		
	可搬型モニタリングポスト	※6		
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）	4個		

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考																																							
<p>※1：陽圧化に必要なバウンダリ※3，弁及び配管を含む。</p> <p>※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3及びダクトを含む。</p> <p>※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※4：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）あたりの合計所要数。</p> <p>※5：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>※6：「66-15-1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>可搬型陽圧化空調機は、必要な換気容量を有するもの1台を所要数とする。</p> <p>差圧計は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視するため、1個を所要数とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、対策本部の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内であることを測定するため、それぞれ1個を所要数とする。</p> <p>可搬型エリアモニタは、重大事故時において、対策本部内の放射線量の監視のため、1台を所要数とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）は、身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な照度を確保するために必要な個数として、4個を所要数とする。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1）、添付-2）</p>																																								
(2) 確認事項																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 676 937 718">項目⑦</th> <th data-bbox="937 676 1130 718">頻度</th> <th data-bbox="1130 676 1323 718">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 718 937 840">1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 718 1130 840">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 718 1323 840">化学管理GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 840 937 919">2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。</td> <td data-bbox="937 840 1130 919">定事検停止時</td> <td data-bbox="1130 840 1323 919">原子炉GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 919 937 999">3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 919 1130 999">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 919 1323 999">モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 999 937 1079">4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。</td> <td data-bbox="937 999 1130 1079">定事検停止時</td> <td data-bbox="1130 999 1323 1079">原子炉GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1079 937 1201">5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 1079 1130 1201">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 1079 1323 1201">モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1201 937 1323">6. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気がボンベ）が規定圧力であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 1201 1130 1323">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 1201 1323 1323">5号炉当直長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1323 937 1402">7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。</td> <td data-bbox="937 1323 1130 1402">定事検停止時</td> <td data-bbox="1130 1323 1323 1402">原子炉GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1402 937 1524">8. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 1402 1130 1524">1ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 1402 1323 1524">原子炉GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1524 937 1604">9. 可搬型エリアモニタ（対策本部）の機能確認を実施する。</td> <td data-bbox="937 1524 1130 1604">1年に1回</td> <td data-bbox="1130 1524 1323 1604">放射線安全GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1604 937 1684">10. 可搬型エリアモニタ（対策本部）が動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 1604 1130 1684">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 1604 1323 1684">放射線安全GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1684 937 1764">11. 酸素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。</td> <td data-bbox="937 1684 1130 1764">1年に1回</td> <td data-bbox="1130 1684 1323 1764">発電GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1764 937 1843">12. 酸素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 1764 1130 1843">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 1764 1323 1843">発電GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目⑦	頻度	担当	1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	化学管理GM	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM	3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM	5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	6. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気がボンベ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長	7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM	8. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	原子炉GM	9. 可搬型エリアモニタ（対策本部）の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	10. 可搬型エリアモニタ（対策本部）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM	11. 酸素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	12. 酸素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM	<p>⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。（保安規定変更に係る基本方針4.2）</p> <p>a. 性能確認（機能・性能が満足していることを確認する。） 項目2，4，7，9，11，13，15が該当。 「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーベランス頻度の考え方に基づき定事検停止時（又は1年に1回）に性能確認を実施する。</p> <p>b. 動作確認（運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。） 項目1，3，5，6，8，10，12，14，16，17が該当。 項目1，3，5，6，10，12，14，16，17「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーベランス頻度の考え方に基づき、3ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。 項目8の頻度については、設計基準事故対処設備のサーベランス頻度と同等とし、1ヶ月に1回とする。</p> <p>活性炭フィルタについては、外観点検にて、フィルタの保管状態に異常がないことを確認することで、性能を満足していると判断する。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計については、電源を入れ、使用可能であることを確認する。</p>	
項目⑦	頻度	担当																																							
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	化学管理GM																																							
2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM																																							
3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																							
4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM																																							
5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																							
6. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気がボンベ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長																																							
7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM																																							
8. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	原子炉GM																																							
9. 可搬型エリアモニタ（対策本部）の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM																																							
10. 可搬型エリアモニタ（対策本部）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM																																							
11. 酸素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM																																							
12. 酸素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM																																							

保安規定 第66条 条文			記載の説明	備考
13. 二酸化炭素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM		
14. 二酸化炭素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM		
15. 差圧計（対策本部）が健全であることを確認する。	1年に1回	計測制御GM		
16. 差圧計（対策本部）が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	計測制御GM		
17. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理GM		
(3) 要求される措置			<p>⑧ 運転上の制限を満足しない場合の条件を記載する。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系等は、1N要求設備であるため、所要数が1N未満となった場合を条件として設定する。</p> <p>⑨ 要求される措置について記載する。（保安規定変更に係る基本方針4.3(2),(3)）</p> <p>【運転、起動及び高温停止】</p> <p>A1. 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。完了時間は、保安規定第103条（放射線計測器類の管理）において、放射線計測器類については「故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。」としていることから、この考え方を準用し“速やかに”動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A2. 当該設備の機能を補完する代替措置（計測機器の補充等）を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。完了時間は、保安規定第103条（放射線計測器類の管理）において、放射線計測器類については「故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。」としていることから、この考え方を準用し代替措置を原子炉主任技術者の確認を得て“速やかに”実施する。</p> <p>B1., C1. 当該システムを動作可能な状態に復旧する。完了時間は、保安規定第27条（計測及び制御設備）の「事故時計装」の2つのチャンネルが動作不能となった場合、少なくとも1つのチャンネルを復旧するために認められている完了時間である「10日間」を準用し、「10日間」とする。</p> <p>B2., C2. 当該設備の機能を補完する代替措置（B2.については、送風機、空調機又は空気ポンベの補充等。C2.については、二酸化炭素吸収装置、計測機器又は乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の補充等）を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。完了時間は、緊急時対策所に係るその他の設備と同様、「事故時計装」の2つのチャンネルが動作不能となった場合、少なくとも1つのチャンネルを復旧するために認められている完了時間である「10日間」を準用し、「10日間」とする。</p>	
適用される原子炉の状態	条件⑧	要求される措置⑨		完了時間
運転 起動 高温停止 炉心変更時*7 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合 B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合 又は 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）による加圧系が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置*8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当直長は、代替措置*8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する*9。	速やかに 速やかに 10日間 10日間	

保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
	C. 動作可能な5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置, 差圧計(対策本部), 酸素濃度計(対策本部), 二酸化炭素濃度計(対策本部) 又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ) が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は, 当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C2. 当直長は, 代替措置 ^{*8} を検討し, 原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{*9} 。	10日間 10日間	D1., D2. 既保安規定と同様の設定とする。 E1., E2. 保安規定第57条(中央制御室非常用換気空調系)と同様の設定とする。	
	D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は, 高温停止にする。 及び D2. 当直長は, 冷温停止にする。	24時間 36時間		
	E. 炉心変更時 ^{*7} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において, 条件B, C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当直長は, 炉心変更を中止する。 及び E2. 当直長は, 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに		
適用される原子炉の状態	条件⑧	要求される措置⑨	完了時間	【冷温停止及び燃料交換】 A1., B1., C1. 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を“速やかに”開始する。 A2., B2., C2. 当該設備の機能を補完する代替措置(A2. 及びC2. については, 計測機器 又は乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ) の補充等。B2. については, 送風機又は空調機の補充等。)を検討し, 原子炉主任技術者の確認を得て“速やかに”実施する。	
冷温停止燃料交換	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ(対策本部)が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は, 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は, 代替措置 ^{*8} を検討し, 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに		
	B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合	B1. 当直長は, 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B2. 当直長は, 代替措置 ^{*8} を検討し, 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに		

保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
	C. 動作可能な差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C2. 当直長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに		
<p>※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>※8：代替品の補充等をいう。</p> <p>※9：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p>					

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ：前回提出時からの変更箇所
---	--

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。①、②</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講ずる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。①</p>	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。</p> <p>①-5【76条5】</p> <p>身体サーベイの結果、要員の汚染が確認された場合は、要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>①-9【76条6】</p> <p>身体サーベイ、作業服の着替え等に必要照度の確保は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）（6,7号機共用、5号機に保管）（個数4（予備1））によりできる設計とする。</p> <p>①【76条7】</p>	<p>重大事故等が発生し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。①-5 身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。①-9</p>	<p>重大事故等が発生し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。◇（①-5）身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。◇（①-9）</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p>